

2006年5月26日

各位

会社名 日本陸運産業株式会社
代表者 代表取締役社長
菅 原 務

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、2006年5月24日の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システムの整備の基本方針

1、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の管理体制は、取締役会、監査役および会計監査人によって構成される。

取締役会を定期的開催し、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。

当社の経営理念、行動規範を役員、社員が共有し、全ての業務運営の基準とするとともに、企業倫理規範、企業行動基準を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

コンプライアンスについては「企業倫理綱領」を定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署または地域ごとにコンプライアンス管理者を置いて事業所毎にきめ細かい管理体制をひく。

2、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理・保存規程」に基づき徹底した管理を行う。

「情報セキュリティ基本規程」に基づき十分な管理を行う。

3、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営危機管理

リスク・危機が発生した場合は「経営危機管理規程」に基づき速やかに初期措置をとり、被害を最小限に食い止めるあらゆる行動をとるとともに、再発防止の策を講じる。

緊急事態措置

重大な事故・災害等事業に重大な影響を与える事象が発生した場合は「緊急事態措置規程」に基づき組織的に対応する。

4、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、当社及びグループ各社の経営計画を策定し、これを実行するため、原則毎月1回会議を開催して、経営戦略の決定、業務執行状況の監督を行う。

また、取締役会の決定した基本方針に基づき、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図ることを目的として、原則毎月1回業務執行責任者会議を開催する。

監査役は、内部統制の有効性について監査を行う。

5、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社は、経営理念、行動規範、企業倫理規範、企業行動基準及び事業戦略を共有する。

当社はグループ会社のコンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理についても、統括管理を行うこととし、各社より適宜報告を求め、必要な助言・指導を行う。

6、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室及びCSR推進室の要員は、監査役の指示に従い、職務補助者として監査業務の補助を行う。

7、前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記補助者の人事異動、懲戒処分については、事前に監査役の同意を得るものとする。監査役は、上記補助者の人事考課について、意見を述べることができる。

8、取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、「監査役監査規程」の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告をする。

また、監査役は、取締役会のほか、業務執行責任者会議その他の重要な会議に出席するとともに、稟議書、業務執行に関する重要な文書及びその他の文書を適宜閲覧し、必要があれば取締役または使用人に対しその説明を求めることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う。

9、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が作成した監査方針・監査計画に従い適切な職務が行えるよう体制の整備に留意する。代表取締役は監査役と情報や意見の交換に努める。

以上